

秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例
の一部を改正することについて

秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、水道技術管理者及び布設工事監督者の資格要件について、専門職大学の前期課程の修了者を短期大学の卒業者と同等に扱うこととするとともに、字句の整理を行うため、改正するものであります。

秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例
の一部を改正する条例

秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例（平成24年秦野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「沈でん池」を「ちんでん池」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「次のとおり」を「次の各号に掲げる資格のいずれか」に改め、同条第1号中「学校教育法（昭和22年法律第26号）による」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する」に、「有する者」を「有していること。」に改め、同条第2号中「学校教育法による」を「学校教育法に規定する」に、「有する者」を「有していること。」に改め、同条第3号中「学校教育法による短期大学」を「学校教育法に規定する短期大学（同法に規定する専門職大学の前期課程（以下この号及び第5条第2号において「専門職大学前期課程」という。）を含む。）」に改め、「卒業した後」の次に「（専門職大学前期課程を修了した後を含む。第5条第2号及び第4号において同じ。）」を加え、「有する者」を「有していること。」に改め、同条第4号中「学校教育法による」を「学校教育法に規定する」に、「有する者」を「有していること。」に改め、同条第5号中「有する者」を「有していること。」に改め、同条第6号中「第1号又は第2号の卒業者」を「第1号又は第2号の規定による卒業をした者」に、「学校教育法による」を「学校教育法に規定する」に、「第1号の卒業者」を「第1号の規定による卒業をした者」に、「第2号の卒業者」を「第2号の規定による卒業をした者」に、「有する者」を「有していること。」に改め、同条第7号及び第8号中「有する者」を「有していること。」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「次のとおり」を「次の各号に掲げる資格のいずれか」に改め、同条第1号中「有する者」を「有していること。」に改め、同条第2号中「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（専門職大学前期課程を修了した者を含む。第4号において同じ。）」を加え、「有する者」を「有していること。」に改め、同条第3号中「有する者」を「有していること。」に改め、同条第4号中「学校の卒業者」を「学校を卒業した者」に、「有する者」を「有していること。」に改め、同条第5号中「各号の卒業者」

を「各号に掲げる者」に、「有する者」を「有していること。」に改め、同条第6号中「修了した者」を「修了していること。」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第73号 秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句等の整理によるものです。

新	旧
<p>(布設工事監督者を配置する工事)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>ちんでん池</u>、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事</p> <p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、<u>次の各号に掲げる資格のいずれかとする。</u></p> <p>(1) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。</u></p> <p>(2) <u>学校教育法に規定する大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。</u></p> <p>(3) <u>学校教育法に規定する短期大学（同法に規定する専門職大</u></p>	<p>(布設工事監督者を配置する工事)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>沈でん池</u>、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事</p> <p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) <u>学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) <u>学校教育法による短期大学</u>又は高等専門学校において土木</p>

学の前期課程（以下この号及び第5条第2号において「専門職大学前期課程」という。）を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程を修了した後を含む。第5条第2号及び第4号において同じ。）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

- (4) 学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。
- (6) 第1号又は第2号の規定による卒業をした者であって、学校教育法に規定する大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業をした者にあつては1年以上、第2号の規定による卒業をした者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれの各号に規定する学校に

科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれの各号に規定する学校に

において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれの各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

（水道技術管理者の資格）

第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号に掲げる資格のいずれかとする。

- (1) 布設工事監督者に必要な資格を有していること。
- (2) 第3条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。第4号において同じ。）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。

において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれの各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 布設工事監督者に必要な資格を有する者
- (2) 第3条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。
- (4) 第3条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。
- (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれの各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれの各号に掲げる者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有していること。
- (6) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条の2の規定による登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了していること。
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 第3条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業生については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれの各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれの各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条の2の規定による登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

秦野市水道事業水道技術管理者及び布設工事監督者に関する条例
の一部を改正することについて

1 学校教育法の一部改正の概要

(1) 趣旨・背景

国は、「第四次産業革命」の進展と国際競争の激化に伴い、産業構造が急速に転換する中、優れた専門技能をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が急務であるとしています。

このため、大学制度の新たな枠組みにより、高度な実践力と豊かな想像力を有する人材養成の強化を図ることとしています。

(2) 制度の概要

専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度が設けられ、大学制度の中にこれらが位置付けられました。

ア 修業年限

専門職大学は4年制課程、専門職短期大学は2年制又は3年制課程となります。

また、専門職大学は、前期課程（2年又は3年）及び後期課程（2年又は1年）の区分制課程を導入することができます。

イ 学位の授与

専門職大学を卒業した者に対し「学士（専門職）」、専門職短期大学を卒業した者に対し「短期大学士（専門職）」の学位が授与されます。

また、専門職大学の前期課程を修了した者に対し「短期大学士（専門職）」の学位が授与されます。

(3) 平成31年度開設予定

ア 専門職大学 13校

※医療、福祉、看護、栄養、ファッション、情報工学、カーデザイン、デジタルエンタテインメント、職業（食・美容）経営

イ 専門職短期大学 3校

※動物看護、歯科衛生、食育

2 水道技術管理者について

(1) 設置根拠

水道法（以下「法」という。）第19条第1項

「水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者1人を置かなければならない。」

(2) 従事内容

ア 水道施設の施設基準の適合検査、水道施設の新設等に係る水質検査及び施設検査など（法第19条第2項）

イ 水質汚染時における取水、配水の停止及び制限その他の水道技術上の重要な事項に関する事務（条例第4条）

(3) 主な資格要件

区分	学科等		水道の技術上 実務経験年数
大学卒	土木工学科又は 相当する学科	衛生工学又は水道工学	2年以上
		上記以外	3年以上
	上記以外	土木工学以外の工学、理 学、農学、医学、薬学等	4年以上
		上記以外	5年以上
短期大学 （専門職大 学の前期課 程の修了者 を含む）・ 高等専門学 校卒	土木科又は相当する学科		5年以上
	上記以外	土木工学以外の工学、理 学、農学、医学、薬学等	6年以上
		上記以外	7年以上
高校卒	土木科又は相当する学科		7年以上
	上記以外	土木工学以外の工学、理 学、農学、医学、薬学等	8年以上
		上記以外	9年以上
上記以外			10年以上

3 布設工事監督者について

(1) 設置根拠

水道法第12条第1項

「水道事業者は、水道の布設工事（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に限る。）を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においては、その職員を指名し、又は第三者に委嘱して、その工事の施行に関する技術上の監督業務を行わせなければならない。」

(2) 監督業務の対象となる布設工事

ア 水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の新設（法第3条第8項）

イ 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事（条例第2条第1号）

ウ ちんでん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事（条例第2条第2号）

(3) 主な資格要件

区分	学科等		水道の技術上 実務経験年数
大学卒	土木工学科又は 相当する学科	衛生工学又は水道工学	2年以上
		上記以外	3年以上
短期大学 （専門職大 学の前期課 程の修了者 を含む）・ 高等専門学 校卒	土木科又は相当する学科		5年以上
高校卒	土木科又は相当する学科		7年以上
上記以外			10年以上